

「支那事変」直後、日本による華中電力産業の 調査と復旧計画

金丸裕一

目次

はじめに

1. 新出史料の鳥瞰
2. 中支電業組合について
3. 調査報告の内容と現状認識

おわりに—電力国家管理と大陸進出—

はじめに

わたくしはこれまで、戦前・戦時期の日本による中国電力産業認識について、主に上海を中心とした華中地域を対象に、初歩的な事例分析を進めてきた¹⁾。ここにおいて観察し得た事実は、わが国における調査活動は大半が机上調査に依拠した内容であり、そのために同時進行的に「移り行く」中国の姿を、ついに捉えることが不可能であったという限界性である。海外事情の視察などが、技術移転の必要性上どうしても欧米至上になってしまった後発工業国としての近代日本にとって、東アジア近隣諸国への視点の欠如は、構造的習性といえるのかも知れない。社会科学分野においても、同様の「比較」に終始したことが、これに拍車をかけた。

具体的な事例をあげよう。日本側は「支那事変」前夜の江南における「電力戦」の結果たる大資本による弱小資本の吸収といった集中化現象を見落としていた。さらにあたかも「官業払下げ」と類似した効果を持つと同時に、積極的な欧米資本の導入を意図した南京市と武進県の国営発電所民営化という事実すら気づいていなかったのだ。そして筆者はこれらが、わが国の対中国经济進出政策を誤らせた一つの原因ではないかという仮説的展望を示した。特に、日本が直接的に中国「占領地」経営に関与することを余儀なくされた戦時期において、かかる現状の読み間違えは、決定的な負の効果をもたらしたものと思料されたのである。

このような仮説の論証にとって、戦争勃発直後における調査活動の実態と、報告書などにおいて示された認識、及び破壊された各種設備・体系の復旧計画などの分析は、たいへん重要な意義を持っている。何故ならばこの時期になって、日本はようやく本格的な実地調査の施行を開始する必要に迫られ、数多くの電力関係者がはじめて中国の「現実」と対峙したからであった。かかる文脈上、いわば日本による戦時期中国経営の出発点ともいべき当該時期の諸問題について、

さきの論考において参照し得た史料は、あまりに貧弱であったと思う。これを反省して筆者は、その後も史料の蒐集・分析作業を継続し、いくつかの新しい知見を持つに到った。本稿においては、その一端を簡単に紹介して行きたい。読者諸氏のご批判とご助言を、強く期待する次第である。

1. 新出史料の鳥瞰

中国近代史研究に対して日本語を含む外国語史料を活用する際、われわれ中国史研究は往々にして、その史料が作成された過程についての分析を怠るむきがある。すなわち情報の作成者は誰であるのかといった最も基本的な状況に加え、それらはいつの時期、どういった組織・機関において、いかなる意図をこめて形づくられ、何を記録しているのかを確認する作業を経ずして、安易にこれを用いることは、厳に慎まなくてはならないであろう。こと近代日中関係史は、国家・民族の総体的利害が激しく衝突した道程でもあったため、一見すると客観的な記録であったとしても、叙述中にはどうしても、日本側の立場が宿命的に反映される傾向を帯びている。

しかしながら、本質的には政治的・経済的な成熟度の落差を原因に、中国側による系統的調査・記録が欠如している分野において、外国語史料が豊富に残存している事例も、決して少なくはない。特に、1930年代から1940年代の中国史研究にとって、日本語史料が極めて重要な役割を果たすであろうことは、既に何回か指摘した通りである²⁾。

かかる局限性を強く意識しながら作業を進めた結果、戦争開始直後の中国電力産業に対する日本側の動向を知る手がかりとなる史料として、いくつかの文献を新たに入手した。以下、その書誌データなどを中心に、簡明に紹介しておこう。

まずは、同時代に記録された史料から見ていく。

* * *

(a) 『北支経済工作』等関係資料（東京大学経済学部図書館所蔵 請求番号90:2:H）

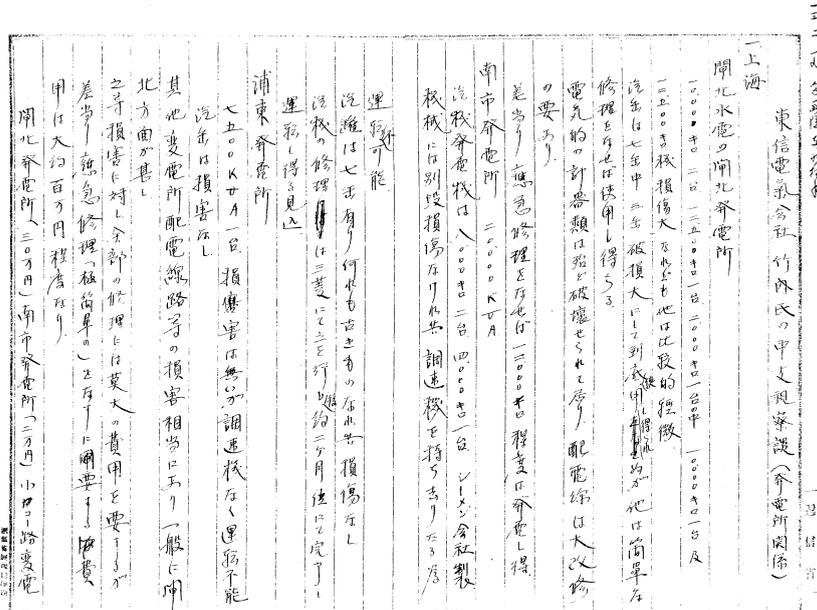
この史料は、通常の本籍と一緒に配架されているが、内容は製本された文書類のファイルと呼ぶのが相応である。作成者などは不明であるものの、旧所有者が整理したと思われる1937年12月26日受領の文書から1938年10月28日付の新聞記事（「北・中支新設会社一覽」、『電気新報』第1487号）までが、ほぼ降順に収録されている。華北のみならず華中電力産業に関するいくつかの貴重な史料も含まれていた。主な内容は次の通りである。

- ①「北支電気事業視察報告書」第2輯（1937年12月28日受領）；②上海電信局『支那ニ於ケル電気事業ノ概況』参考資料第6号，1937年4月（1939年1月9日受領）；③「華中電業株式会社 設立要綱案・設立趣意書・事業日論見書・収支決算書」第三特別委員会，1938年5月28日（受領日不詳）；④「東信電気会社竹内氏の中支視察談（発電所関係）」[逋信省の便箋に手書され，1938年2月19日に企画院に提出されたと思われるメモ]（受領日・作成者等不詳）；⑤「対支電気行政関係者会議」1938年4月7日（受領日・作成者など不詳）；⑥『中国電気事業一覽表（江蘇浙江安徽三省分）』建設委員会，1936年8月[中国語で謄写版印刷された資料]（受領日不詳）；⑦『北支経済工作ニ関スル研究（抜萃）』満洲国産業部大臣官房資料科，1937年11

月 (1938年1月20日受領)。

これらのうち、⑦が冒頭に綴じ込まれているために、図書館側では表題の如き名称を与えたのではないかと考えられる。また④に登場する「竹内氏」とは、後述の「中支電業組合」の華中視察団メンバーであった東信電気株式会社技師長・竹内直彦である。竹内は1891年生まれ。東京帝国大学電気工学科卒業 (1915年) の後、大阪垂鉛鋳業・桂川発電所・東京電灯出張所長・吾妻川電力電気課長などの勤務を経て、東信電気取締役に就任。1942年より犀川電力取締役となった。³⁾「支那事变」による破壊の状況を専門家の眼で伝える史料となっている (図1を参照)。

図1. 竹内直彦の「中支視察談」



(出典) 『北支経済工作』等関係資料より

(b) 石川芳次郎『中支ニ於ケル電気事業計画 (私案) — (中華電業公司設立計画) —』私家版, 1938年3月 (中華人民共和国遼寧省大連市図書館本館所蔵 請求番号7306/55)

この書籍は、B5版の謄写版印刷で、緒言・目次・図表など4頁と本文137頁、手書原稿を印刷・製本したものである。大連市図書館に所蔵される版本の表紙をみると、右上に「極秘」という朱印が押され、右下には「60」の通し番号がスタンプされ、左下に「近藤」という署名が万年筆で記されている。おそらくは旧所有者が寄贈した後、満鉄大連図書館旧蔵の図書として保管されていたものであろう (図2を参照)。詳しい内容の分析は第3節に譲るが、本文は次の章別構成となっている。

- 一、中支電気事業経営ニ就テ;
- 二、占拠地域内電気事業接収ノ基礎的観念;
- 三、中支ニ於ケル電気事業設立概要;
- 四、中華電業公司事業計画・資金及収支概算;
- 五、中支電気事業接収ニ就テ考慮スベキ諸問題;
- 六、中支電気事業接収評価ニ就テ;
- 七、滬西電気公司ノ買収ニ就テ;
- 八、上海電力公司統制ニ就テ;
- 九、米国式会社ノ設立ニ就テ;
- 十、参考表;
- 十一、附

図2. 石川芳次郎による復旧計画私案

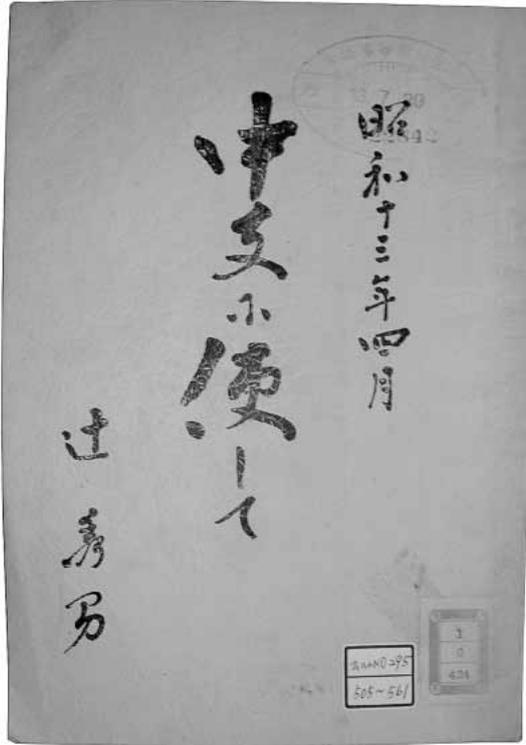


属調書。

1938年初めに「中支電業組合」の視察団メンバーとして華中地域を視察した石川芳次郎が、正式な報告書とは別に私案を印刷・配布し、政策立案の参考に資せんとしたものが、本書成立の経緯であると判断される。

著者の石川芳次郎は、1881年の東京生まれ。13歳の時に東京電灯神田発電所見習として勤務したのをきっかけに、静岡電灯・名古屋電鉄などを経て、1901年に京都電灯技手となり、同時期に同志社普通学校に編入（1904年卒）。第三高等学校（1907年卒）、京都帝国大学工学部電気工学科（1910年卒）を経て、1910年に京都電灯技師として再入社。同社の工務課長（1913年）・営業課長（1915年）・取締役兼営業部長（1921年）などを勤めた後、1926年より常務取締役。執筆当時は、電気協会理事・照明学会会長・同志社理事などの公職を兼務していた。そ

図3. 辻秀男の著書と同書に収録された作業風景



の後、京都帝大電気工学科講師（1940年）、京都電灯取締役副社長（1941年）、関西配電取締役兼京都支店長（1942年）、京福電鉄取締役社長（1943年）などに就任、1965年には京都市名誉市民に選出され、1969年に逝去した。数冊の専門書著作を持つ、学究的経営者であったといえるだろう⁴⁾。

本稿の論旨から特に注目したい点は、東邦電力の子会社である東京電力と東京電灯との間で激烈に展開した「電力戦」を契機に急速に社会問題化した電力統制を議論するために、逓信省電気局長を部長として1927年3月に設置された臨時電気事業調査部の部員として、石川が抜擢されている事実である（1927年から1931年まで、逓信省電気事業基本調査委員会委員）。1940年から1942年にかけても、電気庁事務嘱託として配電統制問題に関与する機会を得ているが、要するに石川は、いわゆる「電力国家管理」問題の渦中にあった人物の一人だった⁵⁾。したがってこの小冊子は、電力統制議論の延長線上で解説しなければならない史料である。

(c) 辻秀男『中支に使用して』私家版、1938年4月（滋賀大学経済経営研究所蔵 請求番号1-G-424）

やはり「中支電業組合」派遣視察団のメンバーであり、宇治川電気電気課長であった辻秀男が、帰国後にまとめた報告書である。辻は1893年生まれ。京都帝国大学電気工学科を卒業（1917年）後、宇治川電気に入社、電気課長・工務部長を歴任後、同社解散にともない1942年より関西配電大阪支店技術部長兼主任技術者となった⁶⁾。A5版の小冊子であり、「代筆写」と記されているため、やはり私的に配布したパンフレットと思われる（図3を参照）。

本文部分は、「中支に使用して」（1頁から63頁まで）、及び「江南余録」（65頁から98頁まで）の二部構成で、後者は単なるエッセイに過ぎないが、前者においては「中支電業組合」の活動日程が日誌風に記録されており、数多くの写真も収録されていて興味深い。また、1938年1月26日から27日にかけての南京における報告では、城内にまだ放置された死体の群れについてもさりげなく言及しており、技術者がみた戦争報告の側面も有しているだろう。

なお、滋賀大学経済経営研究所の前身たる旧制彦根高等商業学校調査課には、2つの本が1938年7月30日付で受入れられている。目下の調査の範囲では、他大学や研究機関において本書を所蔵する図書館を発見するに至っておらず、わたくしは辻秀男が彦根高商となんらかの関係を持っていたのではないかと考えている。

さらに「中支に使用して」の部分は、雑誌『電気界』第32巻第6号・第8号～第9号（大阪：電界社、1938年）に3回にわたって転載されているが、管見の限り未完のままで終了している。

* * *

さて、ここまでは同時代において形成された史料であるのに対して、以下に紹介する2冊の書籍は、ともに戦後になって出版されたものである。ここに見られるものは社史のなかに記述された情報であるが、若干その問題に論及しておきたい。

わが国における電力会社の場合、1941年4月に議会の審議を経ずに勅令という形式で改制された電力管理法施行令、及び同年8月に施行された配電統制令によって、1939年に設立した日本発送電による発電・送電部門の第一次国家管理に加え、配電部門に到る第二次国家管理の対象となった。すなわち、北海道配電・東北配電・関東配電・中部配電・北陸配電・関西配電・中国配

図4. 『支那電氣事業の発展』(おさむ記)

はだしく、各地ともに供給を制限する状態であつたので、内地にある旧機械を至急移設して急場に応ずる等、百方苦心して経営に尽瘁した。ことに派遣員中二名の現地殉職者を出したことは、いかに作業が困難かつ危険であつたかを忍ばしめた。

委任経営の設備概要を見ると、十四年二月末日において発電設備は三千二百余キロワット、電燈数は三万八千七百餘燈、電力は百五十九キロワットであり、さらに増設計画を持っていた。

東亜電力興業会社の設立 昭和十一年春、電力聯盟は株式会社興中公司の依頼に基づき、五大電力会社から北支那に調査団を派遣して調査の結果、十二月八日、北支電力興業会社を創立し、資本金五百万円(第一回四分の一払込)は右五社において均分に引受け、北支那電氣事業に進出を行った。次いで事変の進展に伴う新情勢に応じ、十三年四月、東亜電力興業会社と改称し、出資者には新たにわが国主要電力会社十五社を加え、真に日本全電氣事業の進出態勢を整え、翌十四年二月には資本金を三千万円に増加して事業の拡大に備えた。

同社は支那事変を前後として、天津電業会社・冀東電業会社・蒙疆電業会社・齊魯電業会社・芝罘電業会社等を順次設立して、これらの会社に対する投資経営に参加し、北支那開発会社の設立後は、これと協力して日本電氣事業者の経験・技術・資本の北支那への統一的提供を使命とした。

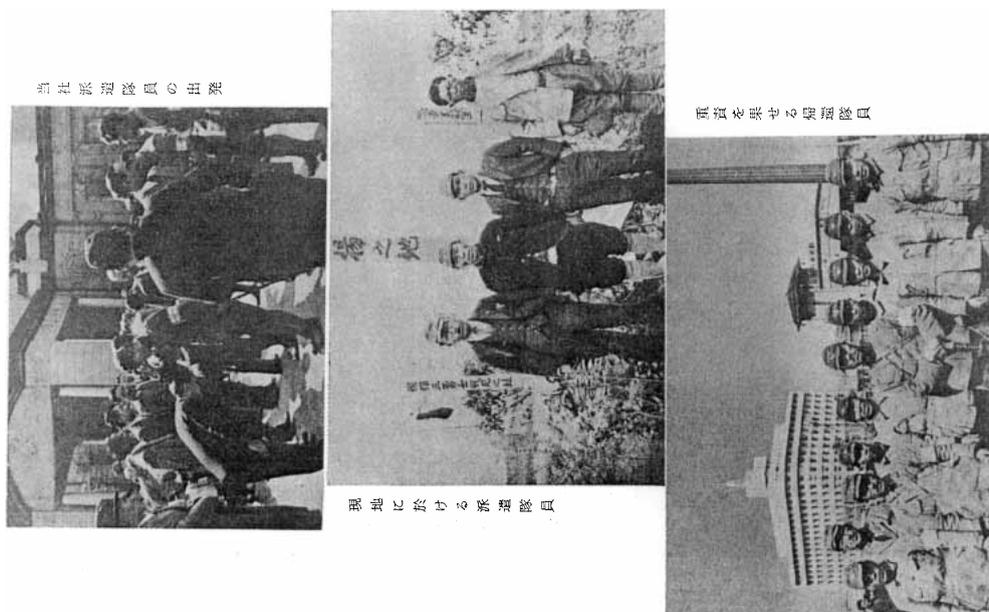
なお事変勃発の後、わが軍の占拠地域の拡大に伴い、軍の要望に基づき、次の通りわが国電氣事業者から現地派遣員を募り、事業設備の復旧と電管理工場としての委任経営に従事させた。

京漢線沿線	東電派遣員
津浦線	日電派遣員
京綏線	東邦派遣員
大原方面	大同派遣員
山西省樞次大谷以南	南鮮合同電氣派遣員

中支那派遣員 前記北支那におけると同様、中支那方面においてもわが軍占領区域の拡大に伴い、軍作戦および治安維持の必要上、電氣事業の急速な復旧が要望されたので、五大電力会社を含むわが国二十電氣事業者はさらにこれに協力することとなった。すなわち十三年一月十日、中支電業組合を結成し、興中公司と協力して各社から調査団を派遣し、同公司の委任に基づき復旧工事を派遣して現地作業に従事させた。本組合の事務は電力聯盟がこれを代行し、代表者は大同電力社長増田次郎が当たられた。当社は同組合の依頼により、同年二月五日、上海方面に十一名の作業員を派遣して工事に従事させ、その一部は次に述べる華中水電会社に入社した。

華中水電会社の設立 中支那建設の一翼として電氣および水道事業を担当する華中水電会社の設立が計画されたので、わが国電力会社はこれに全幅の協力と支援を行ったが、なかんづく、当社はその創立について積極的に尽力し、設立の後も、当社川越支店長青木節を初めとし、有能な幹部職員その他多数を同社に送る等、当社の解散に至るまで極力その運営を援助した。

図5. 『京都電燈株式会社五十年史追補』における記録



島崎 哲夫	東邦電力株式会社副社長
辻 秀男	宇治川電気株式会社社長
上 妻 博	熊本電気株式会社常務取締役
津田 元男	日本電力株式会社技師
堀内 菊助	大日本電力株式会社常務取締役
石川 芳次郎	京都電燈株式会社常務取締役
竹内 直彦	東電電気株式会社技師長

現業派遣隊員数

東邦電力	一〇名	宇治川電気	一九名
九州水力	一四名	熊本電気	一〇名
大日本電力	一〇名	京都電燈	一〇名
東京電燈	一名	広島電気	一〇名
東信電気	九名	計	一〇三名

復旧計画の中でも上海市の電気事業を復旧することは最も緊急を要するため、各社より内外線の技術者を派遣した。当社からは技師神村秀夫を隊長とし技手田村詰・小高幸治の外に工事七名を一隊とした。一月二十九日は京航を出発し上海到着後は、不発弾が散在しテロの横行する中を市の内外に亘り、危険を冒し困苦に耐へ市周囲の環状送配電線の復旧を始めとして一般配電線を再建する等、所期の任務を達成して四月六日無事帰着した。

次で第二次派遣隊は事業の接収及び経営に当るべき社員を派遣することとし、五月主事木村善一・工藤

電・四国配電・九州配電の発足により、存立基盤を失った各電気事業者は、解散を余儀なくされたのである。したがって、戦時下における社史出版そのものが非常に困難であった。

加えて、戦時下の制約を受けていたことはいうまでもない。たとえば、1939年に刊行された京都電灯の社史の場合、戦時期外地での活動については、国策会社への出資関係などが若干記述されているのみであり、具体的事情にはふれられていない⁷⁾。ゆえに、ここで紹介するものは、戦後に刊行された社史となる。そして、当然のことながら、記述の密度には濃淡があり、名作として定評がある東邦電力の事例などでは、叙述のほとんどが内地関係のできごとであった⁸⁾。

* * *

(d) 東京電燈株式会社史編纂委員会編『東京電燈株式会社史』同委員会、1956年（立命館大学
 修学館人文系図書館所蔵 請求番号540.921.T）

1936年から1942年3月の同社解散に到る期間を中心にまとめられた社史であり、委員長の
 新井章治、委員の福田豊と岡部榮一によって執筆されたもの。B5サイズの本文270頁であ
 り、戦時期中国関連の記録としては、「北支那派遣員」（139頁から140頁）、「東亜電力興業会
 社の設立」（140頁から141頁）、「中支派遣員」（141頁）、「華中水電会社の設立」（141頁から142
 頁）といった項目がある他、詳細な「年譜」（235頁から270頁）が収録されている（図4を参
 照）。

(e) 京都電燈株式会社五十年史追補刊行会『京都電燈株式会社五十年史追補』石川事務所、
 1967年（国立国会図書館所蔵 請求記号540.921.Ky995）

1941年に刊行を予定していた同書の校正済原稿を、戦後の1967年になってから当用漢字に
 改めた上、前出の元・京都電灯副社長である石川芳次郎が印刷・出版したもの。B5版で本
 文が268頁ある。

第一章には「支那事変及び大東亜戦争と電気事業」という見出しが付され、「第一節 支
 那事変と電気事業界」（7頁から8頁）、「第二節 重役及び職員の中支派遣」（8頁から13頁）
 「第三節 華中水電株式会社への投資」（13頁から15頁）、「第四節 東亜電力興業株式会社へ
 の投資」（16頁）、「第十一節 大東亜戦争と南方圏への職員の派遣」（46頁から49頁）といった
 各節が設けられているほか、戦時期における活動を紹介した「年譜」（261頁から268頁）も収
 録されている（図5を参照）。

この書籍においては、大量の写真が掲載されており、当時の状況を知るためのてがかりと
 なるが、最大の特徴は、自社のみならず業界全体の動きを紹介する具体的な史料が収められ
 ている点に所在する。殊に、戦時下において散逸した可能性がある史料について、本書から
 知り得る事項も多い。

* * *

以上、主立った史料の内容について概観してみた。では、これらの新たなる素材を用いて、い
 ったい何が明らかになるのであろうか。次節からそれを論じてみたい。

2. 中支電業組合について

これまでに入手した史料によって、その実態がかなり具体的に浮かび上がってきたのは、上海戦から南京への道に到る過程で破壊された江南地域の発電所復旧を目的に組織された「中支電業組合」の実態や活動である。筆者は旧稿において同組合について簡単にふれたことがあるものの、その論拠に用いた史料は、営業報告書や回想録による断片的な素材にすぎなかったのであった。⁹⁾以下、新たに判明した事実関係について、やや詳しく紹介したいと思う。

(1) 「中支電業組合」の概況

まず、「中支電業組合」設立の経緯や構成員などが、今回の史料によって相当明確になってきた。これは最大の収穫であるといえるのではないか。その前史を含めて概観してみよう。

戦局の推移との関係上、日本による復旧のための各種活動は、まず華北から着手された。東京電灯の場合、当局側からの要請を受けて、電力聯盟と1938年4月に改組された東亜電力興業公司（前進は、興中公司与電力聯盟が五大電力に働きかけて1936年12月に設立した北支電力興業会社）を通じて京漢鉄道沿線の保定・石家荘・彰徳・新郷・開封の軍管理電気事業の復旧と委託経営に従事した。業界全体でもまず、開戦後における活動準備として、1937年10月に電聯書記長・松根宗一と日電副社長・内藤熊喜が現地視察をおこなう。東電は同年1937年11月25日、配電課長であった奥谷武雄を責任者とする第一次派遣団19名を嚆矢に、翌1938年9月2日派遣の第三次派遣団まで合計41名を華北入りさせ、石家荘に本部をおいて作業を進めた。

「支那事変」勃発後における「占拠地域」拡大に伴い、軍の要請の下で各会社は地域を分担して、設備の改修と委任経営を行っていたという。¹⁰⁾その状況は、次の通りである。

京漢鉄道沿線	(東京電灯派遣員)
津浦鉄道沿線	(日本電力派遣員)
京綏鉄道沿線	(東邦電力派遣員)
太原方面	(大同電力派遣員)
山西省榆次大谷以南	(南鮮合同電気派遣員)

「中支電業組合」の結成もまた、かかる活動の延長線上に位置づけられる。すなわち、1937年末に軍当局は華中における電気事業復興計画を急速に進展せんと願い、これに応じた五大電力を含む内地の20電気業者が1938年1月10日に同組合を組織したのであった。組合の事務は電力聯盟が代行し、代表者は大同電力社長の増田次郎であった。増田は1870年に静岡県で生まれ、独学で28歳の時に普通文官試験に合格、台湾総督府属となり、後藤新平に重用された。その後も後藤の異動と共に満鉄総裁秘書官などを歴任、衆議院議員（1915年当選）を経て1918年より電力界に身を投じた異色の人材である。

中支電業組合は、復旧計画などを立案するために、興中公司与協力しながら各社の首脳から構

成される調査団を現地に派遣することと決定した。そのメンバーは以下の如くである¹¹⁾。

団 長	内藤 熊喜	(日本電力副社長)
団長代理	岡部 榮一	(東京電灯常務取締役)
団 員	松根 宗一	(電力聯盟書記長)
	眞貝 貫一	(九州水力電気常務取締役)
	熊巳 義憲	(広島電気取締役)
	関 龍一	(大同電力工務課長)
	島崎 哲夫	(東邦電力荷重課長)
	辻 秀男	(宇治川電気電気課長)
	上妻 博	(熊本電気常務取締役)
	津田 元男	(日本電力調査課第二係長兼技師)
	堀内 弟助	(大日本電力常務取締役)
	石川芳次郎	(京都電灯常務取締役)
	竹内 直彦	(東信電気技師長)

理由は不明であるが、団長の内藤熊喜は、この視察団には参加しなかった。しかし彼もまた、たいへん面白い経歴をもった人物である。1881年に熊本県で生まれた内藤は、県費留学生として東亜同文書院商務科に留学を命じられ、第一期生として卒業、直ちに同校で教鞭をとった後、2年間ほどは湖南省で中国人相手に教員を勤めた。1907年、俄に実業界へ転身して東洋製革株式会社に入社するもまもなく独立、羊毛や皮革類の貿易に従事した。1918年の東洋拓殖の満洲進出に際して、職歴を買われて東省実業会社専務取締役に就任し、以後は満洲において活躍する。1921年に病気のためこれを辞職するも、翌年には東邦電力に調査部長代理として入社、電力マンとして再出発した。営業部次長や名古屋支店長・常務代理などを経て、1932年には日本電力専務取締役に転じるも、1940年の華北電業株式会社創立とともに副総裁に就任し、みずからも北京へ転居した¹²⁾。いわば、業界における「支那通」の抜擢であった。

もうひとりの「支那通」は、参加者のうち最年長であると思われる1874年生まれの堀内弟助であろう。山梨県出身の彼は、対「満鮮支」雄飛の人材を養成した旧制山口高等商業学校を卒業(1908年)していた。堀内は北海電灯秋田事務所長・二本松電気取締役・北海道合同電気社長などを歴職し、大日本電力と朝鮮・開城鉱業で常務取締役に勤めている¹³⁾。あるいは、北海道や東北での電力経営の経験が評価されていたのかもしれない。

また、電力専門家も多かった。前出の石川・竹内に加えて、団長代理の岡部榮一は1888年生まれ、東京帝大電気工学科を卒業(1911年)後、猪苗代水力電気設計係長を経て東京電灯に入社(1923年)、工務課長・調査部計画課長・調査部長などを任じ、常務取締役となった。彼は後に朝鮮の江界水力電気の取締役に転じる。1879年生まれの上妻博も、東京帝大電気工学科出身(1905年卒)であり、大阪通信局電気課長・電気局技術課長などを歴任した後、熊本電気常務に天下った人物である。また、1886年出生の眞貝貫一は、1911年に東京帝大工学部卒。三菱造船・鬼怒川水電を経て、1921年に九州水力電気に入社、技師長・建設課長など現場で勤務した後、取締役・

常務副社長などの管理部門に転じた背景を持つ。このほか、関龍一は1918年、島崎哲夫は1926年にやはり東京帝大電気工学科を卒業していたのであった。

1891年生まれの熊巳義憲の場合、学歴こそ特記すべき事項はないが地方名望家の出身であった。広島電気・島根電気・広浜鉄道の社長などを兼務し、「支那事変」後には東亜電力興業取締役¹⁴⁾に就任する。

さらに注目すべきは、民間電力資本たる東京電灯・東邦電力・大同電力・宇治川電気・日本電力の5社が1932年4月に結成したカルテル組織である電力聯盟が、積極的にこれに関与していた点であろう。金融恐慌・昭和不況と続く各社の業績低迷に加え、1931年末の金輸出再禁止を契機とする円相場暴落によって、巨額の電力外債での元本・利息支払で為替差損に苦しむ業界は、戦前から既に三井・安田・興銀など財閥系金融機関の主導下、現有保持を前提としたカルテル統制を開始していた。1897年生まれの松根宗一は、東京商大卒業（1923年）後、興銀勤務を経て電聯入りした人物であり、まもなく東亜電力興業代表取締役へと栄転する¹⁵⁾。公益規制と競争制限の強化政策が進むなか、わが国における電力資本、及び財閥系銀行の「活路」が何処に存在していたのかを、強く示唆する事実ではないだろうか。

(2) 中支視察の日程と各社の対応

次に明らかになったのは、「中支電業組合」視察団の行動内容である。また視察に基づく各社のその後の対応についても、多少の展望を持つことが可能となった。

行程については、辻秀男による記録が詳細である。その私的報告書には、

……中支に於ては、上海共同租界に於て電気事業を經營せる上海電力会社（米国資本）は、上海周囲部の支那資本に依る事業者の困窮せるに乗じて、一挙にして其の供給権を得んとし、又南京方面発電所も我軍の手によつて運轉せる状況なるを以て、一時も早く中支に對し、我國電気事業者の勢力の伸び来らん事を一致要望せる有様なり。

此時に當つて急遽中支電気事業調査団を派遣すると同時に、宇治川電気よりも十九名より成る火力班及修理班を出張せしむる事となる。

と淡々と期されているものの、1938年1月17日に大阪を出発した際の叙述には、「出張命令を受けて五日間、諸事不明の中に、何やかやと準備に忙しい」とある¹⁶⁾。視察団そのものが、かなり短時間で組織された傍証となるだろう。辻の場合は1月17日に大阪を出発して長崎に一泊、1月19日に上海入りしているが、19日に日本を出発した団員も存在していたようであった¹⁷⁾。ついで、専ら辻による記述に依拠しつつ、日誌的に整理したい¹⁸⁾。

1月20日 上海電力公司・法商電車電灯公司・閘北水電公司・華商電気公司・浦東電力公司などの状況視察を開始。後述する通り、この期間において実況検分が可能であったのは、中国資本の会社だけであったようである（16頁～34頁）。

1月25日 自動車に乗って上海を出発、南翔・嘉定・太倉・崑山などを視察しつつ、蘇州到着後には蘇州電気公司の操業状況を視察。さらに無錫における電力生産と消

- 費の状況を考察して、夜は常州の兵站司令部に宿泊 (40頁~42頁)。
- 1月26日 武進(常州)市内発電所を調査した後、無錫方面に引き返して戚墅堰発電所を調査する。さらに鎮江において大照電気会社の操業状況を調べ、夜に南京入り。元・交通銀行に設置された南京特務部に宿泊 (43頁~50頁)。
- 1月27日 南京の首都電廠下関発電所などを検分。さらに市内設備の破損状況などを調査する (56頁)。
- 1月28日? 蕪湖に移動し明遠電気会社の操業状況を調査 (60頁)。
- 1月29日 早朝に南京・下関を出発し、午後8時に上海北駅帰着 (60頁)。

辻の報告書によれば、上海帰着後に当初の予定に変更がみられたようであった。すなわち、「此時内地より飛電あり、上海附近の軍用電気応急送電の爲め内地電気事業者より工人多数出発し、其総指揮に当れと、即ち杭州視察を割愛し、居を陸戦隊近くの恒豊里に移し、続々到着の各部長と協力応急修理に全力を注ぐ」(60頁) 必要に直面したのである。

東京電灯の記録においても、2月5日に「上海方面に十一名の作業員を派遣して工事に従事させ、その一部は……中華水電会社に入社した¹⁹⁾」と述べる。同じく京都電灯でも、1月29日京都を出発した第一次派遣隊(技師の神村秀夫、技手の田村諳・小高幸治以下、工手7名)による環状高压送電線をはじめとする市内送電・配電設備の修理などが4月上旬まで続けられたと記される。さらに5月に「事業の接収及び経営に当るべき社員」として選抜された第二次派遣隊(主事の木村善一・工藤重治、技手の森岡豊・恒成芳路・成田久兵衛・技手補の谷山昂・柴原安一ほか1名)の多くが、中華水電株式会社²⁰⁾の職員となり、その後も高世哲・中沢達也など8名が同社に転職したことなどが明らかにされていた。

こうした派遣人員は、辻の記述では本部(辻・神村など計5名)、発電班(萬木ほか宇治電の計8名)、第一班(宇治電8名と東信1名の計9名)、第二班(京都電灯の田村・小高など計9名)、第三班(九州水力5名と東信2名の計7名)、第四班(熊本電気10名)、第五班(広島電気10名)、第六班(東信11名)、第七班(東邦電気10名)、第八班(大日本電力10名)となっているが、京都電灯社史では合計103名と記されており、詳細についてははっきりとしない。しかし「……相当困難なる陸海軍との交渉、言語意思疎通せぬ支那人工人、苦力の使役、配給意の意の如くならざるトラック並びに電気諸材料の不足分を附近の線路より取りはづして使用し、手榴弾の不発弾に気を配り、一方宿舎に在つては相当不衛生な生活にも一名の病者も出さず、幸ひ一同張り切つて仕事に精進し、所期の目的を達し得た」と総括される通り、復興のための初動的工程は彼ら民間人専門家の動員によって完遂されたのであった。²¹⁾ さらにこの記述によって、電気会社と現地軍部との間に、必ずしも円滑な協力関係が構築されていなかったという推測すら生じるのではないだろうか。いずれにせよ、「敵国」首都・南京陥落直後の「産業報国」である。派遣された職員・作業員たちが相当な意気込みであったことは、想像に難くない。しかし同時に、「国家管理」進展によって徐々に狭まる国内における自由な活動範囲についても、「中支電業組合」にかかわった労資双方の人々が、どこかに意識しての復旧作業であったのではなかろうか。

なお、辻秀男自身は帰国日時などについて明確に記録していないが、同行したメンバーの一人である石川芳次郎の場合、1938年2月6日に帰京(京都に到着)²²⁾しているの、視察団そのもの

もほぼ同じ時期の帰国と考えて差し支えないであろう。

(3) 組合「申合書」について

最後に新出史料の中には、従来はまったく知られることがなかった「中支電業組合」の「申合書」を発見することができた。上記(2)において紹介したように同組合は、結成から調査派遣団帰国までの期間は約1ヶ月であり、応急措置的乃至対症療法的な活動が中心であったとの感もある。しかしながら、後に設置される「東亜電力興業株式会社」や「華中水電株式会社」において、組合から派遣された労資双方のメンバーがともに深く関与した経緯を鑑みると、出発点における事実関係の把握は、極めて重要な意義を持つであろう。したがって、この「申合書」を以下に紹介して、今後の研究の素材としたい。

中支電業組合申合書

- 一、本組合ノ名称ヲ中支電業組合ト称ス
 - 一、本組合ハ中支方面電気事業ニ付興中公司ト協力シ各社ヨリ調査員ヲ選出シ調査団ヲ現地ニ派遣スルモノトス
 - 一、本調査団ノ団長ハ内藤熊喜氏トシ調査方法及対外的交渉ハ同氏ニ一任スルモノトス
 - 一、本調査ノ費用ハ差当り各社ニ於テ立替ヘ追テ協議ノ上負担ヲ決定スルモノトス
 - 一、現地調査ノ結果復旧其他至急ヲ要スル場合ハ団長ノ意見ニヨリ直ニ現地復旧工事隊ヲ派遣スルコトアルベシ
- (第一次復旧派遣隊ハ宇治川電気及九州水力電気ヲ予定ス)

昭和十三年一月十日

日本電力株式会社社長	池 尾 芳 蔵
東邦電力株式会社社長	松永 安左衛門
東京電燈株式会社社長	小 林 一 三
東信電気株式会社社長	鈴 木 忠 治
大日本電力株式会社社長	穴 水 熊 雄
大同電力株式会社社長	増 田 次 郎
宇治川電気株式会社社長	林 安 繁
京都電燈株式会社社長	田 中 博
九州水力電気株式会社社長	松 本 健次郎
広島電気株式会社社長	守 屋 義 之
熊本電気株式会社社長	林 市 蔵

この「申合書」は、明確に内藤熊喜の指導権を規定している他、当面の費用は国費ではなく民間電力会社によって「立替」払いされるべきことなどが規定されている。しかし、おそらくは現時調査開始後の時点において、次に紹介するような「追加申合」が登場してくる。

中支電業組合追加申合

本組合ハ昭和十三年一月十日付申合書ニ付更ニ左記申合ヲ追加ス

- 一、中支方面ノ電気事業ニ関シテハ政府指令ノ通りトシ差当リ興中公司ノ応急処置ニ対シテハ助力スルコト
- 一、右ニ必要ナル現業部隊ヲ必要ニ応ジ各社ヨリ派遣スルモノトス
現業部隊ニ関シテハ別ニ其都度申合ヲナスコト
- 一、右ニ関シ興中公司ヨリ別案ニ依ル依頼書ヲ提出セシメ其委任ノ範囲内ニ於テ行動ヲナスコト
- 一、本事業ニ要スル現地ノ経費ハ担当会社ニ於テ一時立替支出シ置クモノトス
- 一、本組合ノ代表者ハ増田次郎トス但シ代表者支障アル時ハ其指定ニ依リ代理人ヲ選出スルコトヲ得
- 一、本組合ハ上海ニ現地機関ヲ設置ス、其責任者ヲ寺内富次トス
- 一、本組合ノ事務ハ電力聯盟内ニ置キ組合事務ハ聯盟事務機関ニ於テ代行スルモノトス

前述の通り、当初の団長であった内藤熊喜の氏名が「追加申合」において消滅したとともに、興中公司に対する組合側態度などにも、若干の「冷め」を感じるの、わたくしだけであろうか。また、「追加申合」後半部分になると、電力聯盟側の主導権確立すら示唆するような文面となっている。戦時華中における興中公司撤退の歴史の中で、あるいは大陸開発における日本側各資本の「思惑戦」の文脈において、本格的に再吟味されるべき一史料であるだろう。²³⁾

3. 調査報告の内容と現状認識

今次発見の史料のうち、竹内直彦と辻秀男による同時代史的証言は、中国側発電所の「支那事变」による破壊状況を具体的に知るための、非常に詳細なデータを提供してくれる。また、石川芳次郎における「私案」も含め、当時の日本における電気事業家が、中国電力産業に対して、どのような現状認識を有していたのかを分析する際、新出史料はやはり貴重な素材となるのである。本節においては、上記の二点について集中的に考察したいと思う。

(1) 中国側発電所の破壊状況

戦闘による発電所の被害状況については、同一乃至近接の都市であったとしても、軍事行動の展開によって、大きく異なる結果を示していた。これらについて、ほぼ戦局の推移にトレースさせながら、ふたつの史料を読み解いて行こう。

まず上海の事例から。市内においても開戦当初の激戦地であった閘北水電発電所の被害が甚だしく、辻は次のように記す。「……此発電所内には相当数の敵兵砲を並べて頑強に抵抗し、敵前上陸成功後も引続き敵の根拠地であつた為め、我陸海軍の砲撃の中心となり……壁には砲弾の穴、天井には無数の弾丸の穴星の如く、中には砲弾が直接発電機或は汽罐に当つた個所もあり、配電盤の如き全く使用に堪へぬ迄に破壊され、実に啞然たるものがある」²⁴⁾。

竹内の観察はより微細な部分にまで及ぶ。すなわち閘北発電所は、「一〇、〇〇〇キロ二台、一二、五〇〇キロ一台、二、〇〇〇キロ一台の中、一〇、〇〇〇キロ一台及一二、五〇〇キロ機損傷大なれども他は比較的軽微。汽缶は七缶中二缶破損大にして到底使用し得られぬが、他は簡単な修理をなせば使用し得る。電氣的の計器類は殆ど破壊せられて居り、配電線は大改修の要あり。差当り応急修理をなせば一二、〇〇〇キロ程度は発電し得²⁵⁾」るとの分析であった。

しかしながら、租界を迂回・包圍する形で国民政府側が敷設した中山路は、電気における上海華界の南北を結合する要路であったが、この付近はやはり租界を避けて進軍する日本軍と中国軍が正面衝突した地域であったため、送電線や変電所に甚大な被害が発生している。この情景は、「発電所近くでは、弾丸が直接鉄柱に当たったのが在り、断線無数、之を電氣的に見れば実に惨憺たるもので震災、風水害と異なつた種類の破損状況を示して」おり、「淞滬路変電所、第一変電所、第二変電所、中山路変電所と大体送電線路は環状主道路に沿ふて走つている。西八字橋附近の激戦地に在る第一変電所の損傷見るに堪へず。送電線路としては支持物の損壞、碍子破損、断線甚だし²⁶⁾」と描写されていた。

また、戦火の波及まで多少の時間的余裕があった華商電気や浦東電気の事例においては、発電所本体の破壊というよりは、むしろ中国側発電所関係者の退却前後の機械類取外しが、「占拠」した日本側に打撃を与えていたようである。華商では1号機が8,000KVA、2号機が4,000KVA、3号機は8,000KVAの規格であったが、「各機共タービンの調速機の主要部分を持ち逃げしたもの、様で、殊に一、二号機はガバナー主要部分全く無く満鉄派遣員が此儘の状態にて試運転を為さんとせるも、無謀なるを以て中止せしめ他の方法を講ずる事とした²⁷⁾」という。そして視察当時、「汽機の修理は三菱にて之を行ひ、後約二ヶ月位にて完了し運転し得る見込²⁸⁾」が立ったという。

浦東電気でも「タービン、ガバナーの主要部分全部並に補助器の電動機数個を取脱して持ち逃げしたもの、様で、軍の命令で元日清汽船の支那人技師に点検整理せしめてゐるが、調速機の持逃品が出て来ぬ以上早急の運転は困難²⁹⁾」である旨の報告がなされている。

続いて、江南各地の状況はどうであったのか。蘇州・無錫・武進（常州）・鎮江については、辻によって記録されるのみであった。蘇州の場合は被害がほとんどなく、無錫においては戚墅堰発電所の操業が停止したためか受電不能となり、「同地の自治委員会で麗新紡績の自家用発電所（二、一〇〇kW）の運転準備に取りかゝつたが、同工場に軍駐屯中の為め機密の漏洩を虞れて準備半にして中止し、目下振新紡績自家用を運転準備中」との状況であった。また常州においても、「其事務所は見事空爆に遭つて廢墟と化したのに、幸ひ発電所は殆んど被害無く自治委員会の手³⁰⁾に依つて漸く運転してゐる」と記録される。

しかし、無錫・常州両都市をはじめ、近隣各県に対して電力を供給していた戚墅堰発電所自体は、「爆撃並に砲火の影響は殆んどなく、又汽機並に発電機の損傷は無³¹⁾く、「相当頑丈に空爆に対する保護が加へられてゐる」ものの、辻の観察範囲においてすら、「主要変圧器及油入遮断機の油は其後土民の掠奪を蒙り更に放火せられ、其為め大損傷を被つている」と、安定的操業には程遠い状態であった。さらに辻の短時間の視察においては、四方に伸びる送電線寸断については、まったく着目されていなかったようである。

また、鎮江の大照発電所についても、日本人技師・大井による管理下、「事変」中もほとんど

停止せずに操業が続けられた面だけが観察されていた。³⁰⁾

こうした傾向は、首都・南京での視察に顕著に現れている。辻・竹内ともに、首都電廠下関発電所の被害が、日本軍の空襲による僅かな程度であり、「大体使用し得らるゝ状態」とみなしていたのであった。変電所に対しても、「大体被害なく」という評価が下されていた。これはたとえば、竹内が上海の各発電所を「応急修理（極簡単な）をなすの費用」として積算した、約100万円（開北30万円、華商2万円、変電所1万円、送電線10万円、その他57万円）といった巨額の数値、あるいは「今回の上海事変は前回のそれに比し被害は相当多いから、街としての復興は五年はおろか十年以上かかる事だらう。……然し工場の建設とか電気を必要とする方面は比較的早く、五年位にて復旧する事だらう」といった悲壮な予感と比べると、とりわけ目立つのである。³¹⁾

上海における、近隣地域をも含む、さらに発電所本体のみならず送電・変電・配電にいたる比較的詳細な観察と対比した場合、特に戚墅堰発電所と下関発電所における視察は、粗雑に過ぎはしないか。実際の被害は、プラント本体よりもむしろ送電線や配電線などに大きな比重があったのだから、視察は明らかに不十分なものであった。そしてその本質的原因が、前節において詳細に見た、視察日程の強行軍と要地における実質滞在時間の短さに規定されていることは、推測するに難しくなく、我々はこれを看過すべきではないだろう。

ただ、ふたつの史料を通じて確認された事実も、同時にまた重要である。すなわち、「事変」後の応急措置として、軍は満鉄や三菱の関係者、あるいは元・日清汽船勤務の中国人技師までもも動員して、なんとか設備の復旧を急ごうと試みてはいたが、叶わなかった。特にガバナ―や調速機といった部品入手に対して、軍部は大いに手を焼いた。そしてついに、日本本国からの専門家集団動員という選択を迫られたが、これは他ならぬ日本軍における工兵部門の技術的未熟さを露呈させた確固たる証左なのである。

(2) 「事変」直後日本の華中電力認識

「復興」対象である中国側発電所について、視察団員たちの認識は、極めて底の浅いものであったと思われる。これは、既述した団員たちの簡単な経歴をみても、従来は中国とほとんど無縁だった人々によって視察団が組織されたことと、大きく関連しているだろう。たとえば、辻秀男による総括は、次の通りである。

民国十七年（昭和三年）に南京中央政府建設委員会は、交通部から電気事業に関する中央監督権を接管して、全国電気事業指導委員会を設けて、本格的に電気事業に対し、国家統制を為すことになった。支那に於ける電気事業の現状に関し、民国二十四年（昭和十年）建設委員会編成の全国電気事業統計に依れば……外人経営十の発電力数は、全国総数の四七％、其投資額は全国総数の六二％に当り、之れを以て観ても如何に支那電気事業が幼稚なるかを如実に示してゐると云ふ事が分る。³²⁾

建設委員会による「国家統制」の貫徹を自明の前提とした内容であり、その実効力や地域性などは、一顧だにされていない。また、数量的な把握に際しても、単に最新の情報から判断する努力の欠如だけでなく、データの不備等に関する考察が行われた気配もないのであった。換言す

るならばこの面においては、蒋介石を中心とした南京国民政府による政権樹立直後からの全国的指導力と実効的支配の徹底を、先験的に肯定した議論が行われていたのである。

同時に、辻による総括の後半部分、すなわち中国資本の力量に関する「幼稚」性の指摘も、不思議なことに各論者に共通して発見することが可能であった。これは、中国側発電所接收「私案」を起草した石川芳次郎において、特に顕著に指摘することができる。

石川の場合もやはり、次に見るとおり国民政府による電力統制の確固たる存在を、処方箋の大前提としていた。石川私案は、華中における占領下の電気事業は「……諸設備ノ有無融通、電力ノ運営ヲ円滑ニスル等綜合経営ニヨリ其能率ヲ向上」させることが肝要であり、そのためには「占拠地域内全事業ヲ一会社ニ統一セントスル」方向性が模索されるべきだと主張する。しかし現状は、「支那ノ電気事業ハ上海等ヲ除テハ今日ノ処、其規模小ニシテ所々ニ小火力発電所アリテ其ノ地方ノ電燈電力電気供給事業ノ経営ヲナス」ゆえに、日本側が中心に「中華電業公司」を創設し、「上海、南京其他皇軍占拠地域内ノ電気事業全部」を、「一会社、発送電・配電一貫経営主義ニヨル」管理下に置くことを提案したのであった。³³⁾

しかし、そもそも「接收」対象となる中国側発電所は、1920年代前半期から成長が著しかった中国民間資本による所有物である。これを如何にして「一元化」していくのか。かかる大問題に対する方針に、石川に代表される「中国認識」や「時局認識」が象徴されるだろう。以下の引用を熟読されたい。

抑々皇軍占拠地域内ハ凡テ平和交渉ニヨリテ接收シタルモノニアラズシテ武力ニヨリテ占領シタル地域ナルガ故、事業接收ニ当リテモ必ずシモ和平時代ノ理論ハ適用スル必要ナシ。個人ノ権利義務ト雖モ一時転覆破産セラレタルモノト認ムベキモノナリ。

今次事変ニ於テハ宣戦布告ナシト雖モ事実上大戦争ナルヲ以テ第三国民ノモノハ別トシテ敵国ノモノハ個人ノモノト雖モ破壊或ハ没収サル、モノト敵国民ハ解シ居ルガ如シ。若シ徹底的ニ行ハザルモノアリトスレバ我が方ニ一片ノ惻隠ノ情アルガ為メナリト解スルナルベシ。

国際関係ニ注意ヲ払フコトハ最緊要ナレ共、濫ニ左顧右眄シ列国ニ気兼ノシ過ギハ害アツテ益ナシ。宋襄ノ仁ニ墮スルトキハ敵国人民ノ没法子観ヲ失ハシメ、徒ニ得隴望蜀ノ慾望ヲ起コサシメ、却ツテ宣撫事業ヲ阻害シ民心収攬ノ目的ヲ達シ得ザル結果トナルベシ。³⁴⁾

石川の計画は要するに、事実上の「没収」を是認あるいは容認するものというよりは、むしろ積極的に強硬手段を採用することを鼓舞する内容となっている。しかも「没収」は中国人の「没法子観」に依拠して迅速かつ徹底的に進めようとする論旨には、遵法精神すら感じられないのである。すなわち、接收にあたって「考慮すべき諸問題」として、石川は次のような論理を展開する。

支那人民ノ財産ハ現状ノ儘ニテ認メルトイフ意見モアレドモ、支那人ノ損害ハ支那政府ニ於テ賠償スベキモノナルヲ以テ先方ニ於テ可然処理セシムルコトトスルモ差支ヘナカルベシ。殊ニ政府ノ特許ヲ得テ成立スル公共事業ノ如キハ国ノ主権ガ消滅シタル場合ハ事業ノ存立ハ有り得ズトノ解釈モツク故、経営権消滅セリト見テ可ナルベシ。……北支ノ平和的買収ノ風潮ガ中支ニ迄移ルコトハ厳ニ警戒セサル可ラス。³⁵⁾

かかる論拠の背景には、「政府ノ特許」の存在、別言すれば法治における「国家統制」の徹底が暗黙の前提となっている。この点、当時のわが国における国民政府に対する評価が相対的に低かったことを鑑みると、極めて異例の観察だ。そして国家の「主権が消滅」したならば、官許の下で経営を続けていた民間資本を「没収」しても構わないという、かなり乱暴な立論につながる。また、「北支ノ平和的買収」云々という一文の中には、前記した「中支電業組合」における内山熊喜の更迭や「申合書」内容変化の原因が、暗示されているのかも知れない。

いずれにせよ、辻も石川も「国家統制」貫徹を所与の事実と考え、また余りに中国資本の力量について無知であった。これは、米国資本が実質的に壟断した上海電力公司や滬西電力公司に対する、慎重な懐柔策との対比において、とりわけ異彩を放っている。

しかも石川の場合、日本国内にあっては、民間資本を代表する立場から電力国家管理とは一定の距離を保ちながら、私企業の利益をも擁護しようという立場から発言し続けた人物であった。少なくとも国内では、配電部門を含む民間資本所有物の実質的「没収」是認などは、決して行うことはなかったのである。国境を超えた労働者の団結が幻想であったのにも増して、資本の論理における国境を無視した身勝手さと時局への便乗を、見事に露見させた報告書である³⁶⁾。

おわりに—電力国家管理と大陸進出—

以上の3節において、わたくしは新出史料を紹介する形で、「支那事変」直後の華中における、電力産業「復旧」に付随するさまざまな問題をおおまかに論じてきた。各節において気づいたいくつかの事実関係とそれに対する見解については、随所で提示しておいたので、ここでは重複させない。また、現在に到る研究活動の中で、「中支電業組合」による視察団の正式な報告書についても、いまだ発見できていない状況にある³⁷⁾。これらを総括した分析は、他日を期したいと思う。

従来の日中経済関係史研究において数多くみられた、企業の現地進出や資本輸出、乃至は日本帝国主義による中国侵略一般の分析のみならず、本稿において示したような個別史的な試みも、重層的な「関係史」構築のための、捨石になるのではないかと考えている。すなわち、1930年代の日本において急展開した「電力国家管理」風潮は、わが国の民間資本による活動の自由を徐々に制約し始めた。やがて「支那事変」という曖昧な枠組下の実質的戦争勃発という好機が到来すると、電力資本はこぞって大陸に新天地を見いだしたのである。そして「中支電業組合」の強力な求心点に、東京帝国大学電気工学科という学閥が出現していたことも、すでに見た通りであった。「占領地」企業における多様な人間関係の構造を探る作業も、今後の大きな研究課題として浮上するものと考えている。より具体的に述べるならば、興亜院に集結して大陸経営に関与した数多の技術官僚と似た動機が、民間技術者たちのなかにも芽生えていたことを明示する現象ではないかと思われるのだ。

かかる意味において、日本発送電株式会社による第一次国家管理の実施が決定的になった1938年5月における次の論評は、まさに正鵠を射たものといえるだろう。

既設会社は……採算の確実性は得られるが利益の増加は将来の料金平均化のため漸次おさえ

られるが故に企業としての妙味が減殺されることは免れぬ。そこで電力会社の将来は副業への進出といま一つ電力管理の及ばない朝鮮、北支、中支への進出であつて、これらは現に着々進捗中であり、ここに電力会社将来の生命がある訳だ。³⁸⁾

そして実際は、中国の日本側支配地域においては、日本よりも先んじた「統制」政策が実施される。華中水電や華北電業などで経営・労働に従事した日本人たちは、来たるべきみずからの「運命」について、どこかで思いを馳せていたのだろうか。また戦時中国経済史を分析する際、「日本経験」の中国への接木を指摘するだけでは不十分だと考える。日本においても、発電・送電・配電にいたる第二次電力国家管理の政策立案者たちの脳裏には、「中国経験」に対する学習が存在していたのかも知れない。

いずれにせよ、本稿で紹介した出来事を端緒として、日本経済史と中国経済史は、その構造と展開において、密接かつ本格的にリンケージされたのであった。

註

- 1) 拙稿「戦前期日本による中国電力産業調査をめぐる諸問題」（『近代中国研究彙報』第25号、財団法人東洋文庫近代中国研究委員会、2003年）、及び同「中国工業調査—電力産業史の事例から—」（本庄比佐子・内山雅生・久保亨編『興亜院と戦時中国調査』、岩波書店、2002年）。なお、後者の「補註」において、執筆時に参照できなかった史料のリストを付記しておいたが、本稿において用いた文献はそれ以降に発見したものであるゆえ、そこには含まれていない。
- 2) たとえば拙稿「工業史」（野澤豊編『日本の中華民国史研究』、汲古書院、1995年）の結論部分を参照。また、日本史研究者の立場から、われわれ中国史研究者の日本語史料操作のあり方を鋭く批判する問題提起として、加藤聖文「書評：本庄比佐子ほか編『興亜院と戦時中国調査』」（『歴史評論』第653号、2004年）がある。こうした議論を真摯に受けとめた中国史と日本史の研究者が本格的に連携することによって、日中関係史研究の水準はより深まる可能性があるのではなからうか。
- 3) 『大衆人事録 東京篇』第14版（帝国秘密探偵社、1942年）613頁。
- 4) 石川芳次郎の経歴については、次の文献を参照した。①森川舟三『石川芳次郎翁の生涯』（石川事務所、1975年）；②村井貞三編『石川芳次郎翁の追憶』（私家版、1970年）；③「石川芳次郎氏略歴」（『同志社時報』第34号、1969年）49頁。②の文献において、この報告書は「華中水電設立のため、東亜電力興業会社の設立に関する意見書を帰国の途次の船中から着手し、当局に提出された」と、若干の事実関係誤認をともなって紹介されている（51頁）。
また、学者としての石川は、次の学術書を執筆している。石川芳次郎・佐伯光太郎『生活改善と電気 電熱編』（電気生活社、1924年）、及び石川芳次郎『工業電熱』（オーム社、1925年）。
- 5) 前掲『石川芳次郎翁の生涯』293頁～295頁。なお、石川が電力国家管理の政策立案と密接に関係していた事実については、橘川武郎『松永安左エ門』（ミネルヴァ書房、2004年）87～120頁の議論を通じて知り得た。また、電力国家管理に対する石川の比較的まとまった見解として、石川芳次郎講演『最近の電力問題に就て』（京都電業会、1936年）がある。国立国会図書館に所蔵されるこの文献の入手に際しては、慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程の吉田建一郎氏のお世話になった。特に記してお礼を申し上げたい。
- 6) 『大衆人事録 近畿・中国・四国・九州篇』第14版（帝国秘密探偵社、1943年）大阪160頁。
- 7) 『京都電燈株式会社五十年史』（同社、1939年）。
- 8) 東邦電力史編纂委員会編『東邦電力史』（東邦電力史刊行会、1962年）。
- 9) 前掲拙稿「中国工業調査—電力産業史の事例から—」において使用した史料は、下記のものに過ぎ

- なかった。『昭和十五年二月十一日 中支那振興会社並関係事業会社概況』(中支那振興株式会社, 1940年), 『第一回営業報告書』(中支那振興株式会社, 1939年), 『第壹回営業報告書』(華中水電株式会社, 1938年), さらに岡田西次『日中戦争裏方記』(東洋経済新報社, 1974年)。
- 10) 東京電燈株式会社史編纂委員会編『東京電燈株式会社史』(同委員会, 1956年) 139~141頁, 及び「北支の電力開発に“用意あり”, 内藤日電副社長渡支」(『中外商業新報』1937年10月12日)を参照。
 - 11) 同上『東京電燈株式会社史』141頁, 及び京都電燈株式会社五十年史追補刊行会『京都電燈株式会社五十年史追補』(石川事務所, 1967年) 8~10頁。また, 辻秀男『中支に使用して』(私家版, 1938年) 2頁を参照。また, 増田次郎については, 中西利八編『財界フースヒー』第3版(通俗経済社, 1931年)マの部20頁にくわしい。
 - 12) 中西利八編『財界二千五百人集』(財界二千五百人編纂部, 1934年) 633頁, 及び『大衆人事録 外地・満支・海外篇』第14版, 1943年)支那93~94頁。
 - 13) 前掲『大衆人事録 東京篇』884頁。
 - 14) 同上239頁 [岡部], 前掲『大衆人事録 近畿・中国・四国・九州篇』広島15頁 [熊巳], 福岡32頁 [眞貝], 熊本8頁 [上妻]を参照。また, 島崎と関については, 『会員氏名録』昭和十年用(学士会, 1936年) 256・282頁にみられる。
 - 15) 松島春海「電力連盟」(『国史大辞典』第9巻, 吉川弘文館, 1988年) 1047~1048頁などを参照。また, 松根の経歴については, 『日本紳士録』第51版(交詢社, 1959年)まの部49頁にある。
 - 16) 前掲『中支に使用して』1~2頁。
 - 17) 前掲『京都電燈株式会社五十年史追補』8頁。
 - 18) 前掲『中支に使用して』を参照。なお引用頁は, 本文中に記しておいた。
 - 19) 前掲『東京電燈株式会社史』141頁。
 - 20) 前掲『京都電燈株式会社五十年史追補』10~11頁。
 - 21) 前掲『中支に使用して』60~63頁, 及び同上『京都電燈株式会社五十年史追補』10頁。
 - 22) 「中支の視察を終へて石川京電常務帰へる」(『電気公論』第22巻第2号, 1938年) 117頁を参照。
 - 23) 前掲『京都電燈株式会社五十年史追補』11~13頁。
 - 24) 前掲『中支に使用して』25頁。
 - 25) 「東信電気会社竹内氏の中支視察談(発電所関係)」(「『北支経済工作』等関係資料」, 東京大学経済学部図書館所蔵に収録, 1938年2月か?)。
 - 26) 前掲『中支に使用して』27~28頁。
 - 27) 同上『中支に使用して』30頁。
 - 28) 前掲「東信電気会社竹内氏の中支視察談(発電所関係)」。
 - 29) 前掲『中支に使用して』34頁, 及び同上「東信電気会社竹内氏の中支視察談(発電所関係)」。
 - 30) 以上の記述は, 同上『中支に使用して』40~47頁を参照。
 - 31) 同上『中支に使用して』56頁, 及び前掲「東信電気会社竹内氏の中支視察談(発電所関係)」。
 - 32) 同上『中支に使用して』16頁。
 - 33) 石川芳次郎『中支ニ於ケル電気事業計画(私案)―(中華電業公司設立計画)―』(私家版, 1938年) 1~3頁。
 - 34) 同上『中支ニ於ケル電気事業計画(私案)』4~5頁。
 - 35) 同上『中支ニ於ケル電気事業計画(私案)』26~27頁。
 - 36) 石川芳次郎における中国電力産業認識と, わが国の電力国家管理に際する議論との乖離については, 別稿において詳細に検討したいと考えている。
 - 37) 『中支電業組合調査団報告書』の存在については, 石川前掲『中支ニ於ケル電気事業計画(私案)』緒言部分において明記されている。
 - 38) 「国家管理と電力事業, 経営に弾力性喪失, 収益増加望み薄, 活路は副業・大陸進出」(『読売新聞』1938年5月9日)を参照。

（附記） 本稿の執筆にあたって、滋賀大学経済学部助教授の阿部安成氏、及び同経済経営研究所助手の江竜美子氏、徳島県立名西高等学校教諭の山腰敏寛氏、慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程の吉田建一郎氏には、たいへんお世話になった。また、大連市図書館・京都大学総合図書館・京都府立総合資料館・同志社大学人文科学研究所・国立国会図書館関西館スタッフの皆様にも、なにかと便宜を図っていただいた。特に記して感謝を申し上げたい。

（2005年1月6日於横須賀）

（追記） ここで、校正期間中において新たに入手した石川芳次郎に関する史料、及びその周辺の問題について、簡単に紹介しておきたい。彼の「電力国家管理」に対する姿勢について、帝国議会衆議院調査部は、電力の「卸売国営小売民営の主張を為している」と認識していた（『電力国家管理案に対する論調』衆議院調査部、1938年1月、30～31頁）。また石川自身も、「電力国営賛成論」という衝撃的表題の一文を、1927年に憲政党と政友本党が提携し成立した都市ブルジョア的性格をもつといわれる立憲民政党の機関誌『民政』第275号（1936年9月）に寄せている。しかしその主張は、あくまでも発送電部門の国営化であり、配電部門においては民営の維持を強調したものであった。

そうした経緯もあってか、1937年10月の「臨時電力調査会」設置とともに、石川芳次郎は出弟二郎（企画庁調査官）・藤岡芳蔵（因幡水力）・三宅福馬（電気協会）・木村平右衛門（九州水力）・宮川竹馬（東邦電力）・藤波取（大同電力）・安蔵弥輔（東京電灯）とともに通信省嘱託に任命されている（「臨時電力調査会官制の内容」、『大阪毎日新聞』1937年10月15日）。国営に反対する松永安左エ門（東邦電力社長）や林安繁（宇治川電力社長）たちとは、明らかに異なったスタンスをとっていたのであった。

しかしながら、さらに強調しておきたいのは、松永や林の「外地」電力産業のあり方に対する認識である。1937年10月22日に「電力聯盟委員」の肩書きで、池尾芳蔵（日本電力社長）・増田次郎（大同電力社長）・小林一三（東京電灯社長）を加えた5名が、連名して臨時電力調査会第二回会議に提出した「意見書」には、次のような記述が見られる。

政府ハ国内ニ於ケル未開発水利ノ合理的開発ヲ為スニハ国営ノ外ナキモノ、如ク謂ハル、モ、之ガ当否ハ暫ク措キ、目下我国ノ生産国防上最モ必要トスル重工業ノ動力トシテ之等未開発ノ電力ガ果シテクク其ノ使命ヲ担当シ得ル丈ケ豊富ナルヤハ極メテ疑問トスルトコロナリ、然ルニ鮮満支ニ於テハ原料豊富ニシテ且其ノ原料地附近ニ於テ燃料及水力発電地点多ク之ヲ開発スルコトニ依リ極メテ低廉且豊富ナル電力ヲ発生シ得ベシ之等ノ好地域ヲ我勢力範囲内ニ収メツ、アル今日ニ於テ、東亜百年ノ大計ヨリシテ其ノ資源ヲ開発シ以テ産業上世界ニ雄飛スベキ大乗的綜合的計画ヲ樹立スルコトハ、我国トシテ為スベキ刻下ノ急務タラズンバアラズ、徒ラニ国内旧家屋ノ修繕保守ニ汲々トシ、却ツテ有意義ニシテ宏大ナル新家屋ノ建設ヲ等閑視スルハ吾等ノ甚ダ遺憾トスルトコロニシテ、全体主義的統制ハ日鮮満支ヲ綜合シテノ大計画ヲ其ノ前提トナスベキモノナリト信ズ（前掲『電力国家管理案に対する論調』59～62頁）。

「新家屋ノ建設」，すなわち外地の新たなる「勢力圏」における日本電力資本が主導する開発こそ急務であるという主張の中には，当然ながら本稿において分析した事例と同じく，中国側民族系資本への「配慮」など，まったく読みとることができないのであった。

（2005年2月20日）